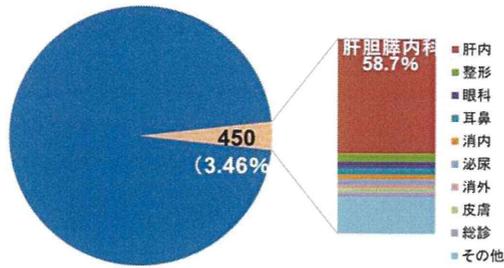


A. HBsAg (n=13,004)



B. HCV Ab (n=12,374)

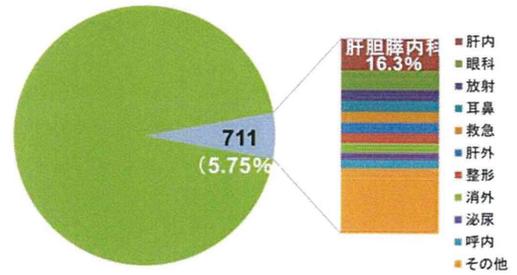
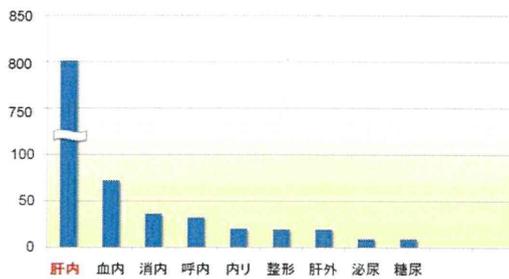


図 2. 平成 24 年の当院における診療科別・肝炎ウイルス感染スクリーニング検査陽性者数

A. HBV DNA (n=1,079)



B. HCV RNA (n=1,121)

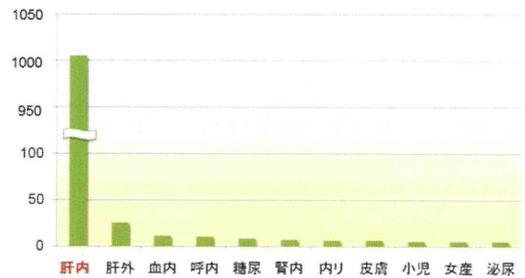
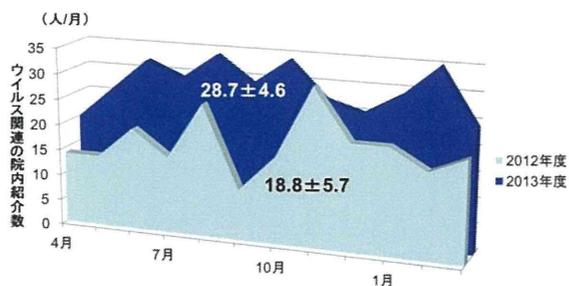


図 3. 平成 24 年の当院における診療科別・肝炎ウイルス核酸定量検査施行数

A. 月別



B. 診療科別

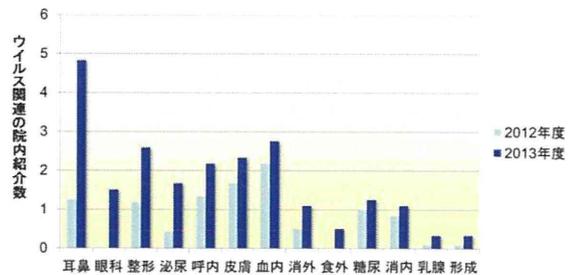


図 4. 平成 24 年から平成 25 年にかけての肝炎ウイルス関連の院内紹介数の推移

陽性者追跡システム・院内・病院間連携システムの構築に関する研究

研究分担者：池田 房雄 岡山大学病院消化器内科助教

研究要旨：当院では肝炎ウイルスのスクリーニング検査受検者への検査報告を徹底するため、平成 25 年 4 月より肝炎ウイルス検査陽性者の電子カルテ上に肝臓精査を勧める表示を自動表示するシステムを導入した。検査施行医が直接受検者に説明することに加えて、施行医了解のもと検査報告書を受検者へ郵送することが、検査陽性者への検査報告の徹底に有用であった。

A. 研究目的

感染症スクリーニング検査の受検者への結果報告に関して、非肝臓専門科医師の認識不足や院内連携の欠如のために、肝炎検査陽性者が適切な治療に結びついていない現状を改善するシステムを構築・拡充する。

B. 研究方法

平成 25 年 4 月より肝炎ウイルス検査陽性者の電子カルテ上に肝臓検査を勧める表示を自動表示するシステムを導入した。検査陽性者への対応としては、検査施工医が直接受検者に説明するか、施工医了解のもと検査報告書を受検者へ郵送することとし、検査陽性者への検査報告を徹底した。このシステムの効果を検証する。

(倫理面への配慮)

岡山大学病院研究倫理審査専門委員会の審査承認(疫学 856)「効果的な肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップシステムの構築のための研究」

C. 研究結果

平成 25 年 4 月より 9 月末までの間に当院での肝炎ウイルス検査が陽性だった患者は 1411 例。検査施工科は消化器内科 583 例、肝胆膵外科 113 例、非肝臓専門科 620 例だった。非肝臓専門科で検査陽性となった肝炎ウイルス検査は、HBs 抗原 57 例、HBs 抗体 494 例、HCV 抗体 174 例だった(重複あり)。

4 月より 6 月末までの検査陽性者 319 例のうち 1 か月以内に結果報告されたことを確認できたのは 51 例(16%)だった。郵送による検査結果報告も行うようになった 7 月より 9 月末までの検査陽性者 301 例のうち 179 例(59%)に 1 か月以内に結果報告されており、報告の頻度が増加した。10 月以降平成 26 年 3 月までの半年間で 447 例中 376 例(84%)に結果報告されていたが、13%が検査施工科による説明、71%が郵送による報告であった。

D. 考察

肝炎ウイルス検査陽性者への本システム導入開始当初は担当医の認識も低く、結果報告ができていない症例は少なかった。7 月より検査施工医了解のもと患者への郵送を開始したが、結果報告の多くが郵送でなされており、検査施工医の負担を増やさずに結果報告が行える点で有用であった。

E. 結論

肝炎ウイルス検査陽性者の電子カルテ上に肝臓精査を勧める表示を自動表示するシステムは、肝炎スクリーニング検査陽性者への結果報告の徹底に有用である。

F. 健康危険情報

特記事項なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

下村泰之、池田房雄ほか「当院での肝炎ウイルス検査陽性患者に対する取り組み」第 50 回日本肝臓学会総会

H. 知的財産権の出願・登録

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

職域における肝炎ウイルス検査実施に関する意見調査

研究分担者：川波 祥子 産業医科大学 産業保健管理学

研究協力者：佐久間 卓生、中川 知、堀江 正知 産業医科大学 産業保健管理学
武田 繁夫 武田労働衛生コンサルタント事務所

研究要旨：国の通達により、職域における健康診断等の機会を利用した肝炎ウイルス検査の受診勧奨の協力が事業者に対して要請されているが、当該検査が法定健診項目でないことや機微な個人情報であることから、職域での対策は進んでいない。今回、産業保健専門職と事業所の衛生管理者を対象に肝炎ウイルス検査実施に関する意見調査を行い、受診拡大が進まない要因や課題を明らかにするとともに、個人情報の取扱いに関する望ましい在り方について意見を求めた。調査結果から、事業所内での個人情報の取扱いに関しては一定の方向性がみられ、個人情報保護に配慮した健診の実施例についての提案をすることが可能と考えられた。一方で、事業所の健診実施状況、医療職の有無、肝炎に関する情報量、費用や検査の必要性に関する認識はさまざまで、検査を実施しない原因が単一でないことも明らかになった。今後広く職域での肝炎ウイルス検査を普及させるためには、以下の課題について取り組む必要があると考えられた。

1. ウイルス性肝炎が治療法の進歩で治り得る疾病になってきていること、早期発見と治療によって労働者が就業を継続できることは、企業にとってもメリットが大きいことを事業者を含めて理解促進し、検査の必要性についての意識を高めること
2. 検査が一生に 1 回でいいといった、実施のハードルを下げるような情報が特に衛生管理者においては不足しており、肝炎に関する知識の啓発を進めること
3. 多様な事業所背景があることを踏まえ、一律の事業所主体の実施方法以外の多様な方策（自治体や健保との連携等）を検討すること。

A. 研究目的

厚生労働省では未だ 170 万人いるとされる潜在的な肝炎ウイルスキャリアの早期発見と治療を推進するため、職域に対しても通達で肝炎ウイルス検査の受診勧奨や受診拡大のための配慮等の協力を要請してきた。しかし、当該検査が法定健診項目でないことや機微な個人情報であることから、職域での対策は進んでいない。

そこで本研究では、産業保健専門職と事業所の衛生管理者を対象に肝炎ウイルス検査実施に関する意見調査を行い、受診拡大が進まない要因や課題を明らかにするとともに、個人情報の取扱いに関する望ましい在り方について意見を求めた。

B. 研究方法

対象は、日本産業衛生学会指導医・専門医（以下、産業保健専門職）527 人、東京衛生管理者協議会会員（以下、衛生管理者）289 人とし、無記名式郵送法にて調査した。調査項目は、行政通達の周知度、実施方法や費用負担、結果の

取扱い、検査が普及しない理由、職域で実施する必要性、自治体健診との連携等とした。それぞれの調査票は別添資料 1、2 に示す。

（倫理面への配慮）

本調査は、産業医科大学倫理委員会の承認を得て実施した。調査に際しては対象者の自由な選択による参加を保障し、回答を無記名式とすることで回答者が特定されない方法を用いた。同意の取得については参加依頼に際して、本調査の意義、目的、方法、対象者の個人情報保護について調査票の冒頭に文書で掲載し、参加に同意する場合には調査票に回答して頂いた。

C. 研究結果

得られた回答は、産業保健専門職（有効送付数 525）で 268（回答率 51.0%）、衛生管理者は 103（35.6%）だった。産業保健専門職の調査結果を表 1-1～23 に、衛生管理者の調査結果を表 2-1～22 に示す。

1. 行政通達の周知度

肝炎検査に関する行政通達を知っており内容も理解している産業保健専門職、衛生管理者それぞれ 53%、19%だった。また、衛生管理者を対象とした問いで、肝炎ウイルス検査を一生に 1 回でよいと知らなかった者が 60%認められた。

2. 説明と同意の取得

検査実施に際して事業所内で説明し同意を取得する妥当な方法として、産業保健専門職は衛生委員会（と労使協議の両方）で説明し包括的同意を得る、衛生管理者は説明のみ行い同意は個別に取得するとの意見がそれぞれ約 30%と多かった。個人への説明は受診案内に文書と同封し、受診票に同意する・しないの欄を設けて同意を取得する方法が妥当とする意見が両対象群で多かった。

3. 検査対象者

産業保健専門職は雇い入れ時健診や渡航時、特定の年齢等、スポット的に実施するのが適切という意見が多かったのに対し、衛生管理者は 1～数年ごとに全員を対象に行うとの意見が 45%と最多であった。

4. 結果通知、受診勧奨

検査結果の事業所への通知には、個別の同意が必要とする者が産業保健専門職、衛生管理者共 42%、52%と多かった一方で、いかなる条件でも通知すべきでないという意見も産業保健専門職で 24%認められた。

医療職がない事業所での結果通知と陽性者への受診勧奨については、産業保健専門職は衛生管理者、あるいは本人のみに通知してよいとの意見が各 40%であり、受診勧奨は衛生管理者、健保組合、本人の主体性に任せるという意見が 35～38%と多かった。一方で衛生管理者は人事労務担当者に通知してよいとする者が最多で 63%であり、受診勧奨も衛生管理者と並んで事業者とする者が各 40%であった。

産業保健専門職が陽性者を受診させる場合は、必ず 1 度は専門職に紹介するとする者が 55%であった。

5. 検査費用

検査費用を負担すべき主体について両対象群とも事業所、健保組合が各 30%ずつと意見が分かれ、衛生管理者は自治体が負担すべきとの意見も 25%あった。

6. 肝炎ウイルス検査が普及しない理由

普及しない理由について「全くそうだ」、「どちらかと言えばそうだ」とする割合が高かった項目は、産業保健専門職では割合が高かったものから、「法定健診項目外なので必要がない（83%）」、「通達を知らないケースが多い（78%）」、「費用がかかる（75%）」であり、衛生管理者では「通達を知らないケースが多い（82%）」、「費用がかかる（77%）」、「法定健診項目外なので必要がない（73%）」であった。

7. 肝炎ウイルス検査実施状況と必要性の認識

産業保健専門職の事業所での検査実施率は 48%、また実施の有無に関わらず、検査の実施が必要と考える者は 59%に留まった。衛生管理者の事業所での検査実施率は 27%、検査が必要と考える者は 68%と産業保健管理職よりも実施率は低いが必要と考える割合は高かった。

8. 自治体の肝炎検診との連携

研究者が提案した、定期健康診断の際に自治体の無料検査を同時受診する方法（質問票問 21 の図）については、産業保健専門職の 59%、衛生管理者の 67%で自社の労働者で利用したいと回答した。運用に関する課題として挙げられた項目には、異なる自治体から通勤する労働者の問題、事務作業が煩雑、複数の健診機関に委託していて実施が難しい機関もある、等があった。

9. 積極的に情報提供すべき事項

肝炎に関して提供してほしい情報は、産業保健専門職では、「自治体の無料肝炎ウイルス検査実施情報」、「個人情報保護に留意した肝炎ウイルス検査実施のためのガイドライン」、「ウイルス性肝炎の基礎知識」がいずれも 44～46%と高かったが、衛生管理者では「ウイルス性肝炎の基礎知識」が 84%と突出して高

く、次いで「自治体の無料肝炎ウイルス検査実施情報」が51%であった。

D. 考察

調査結果から、検査を実施する場合の事業所内や個人への説明や同意の取得については一定の方向性が得られ、個人情報保護に配慮した健診の実施例についての提案をすることが可能と考えられた。

一方で、結果通知の在り方や費用負担、職域での検査の必要性については意見が分かれ、産業保健専門職と衛生管理者でも相違がみられた。これらの結果から、検査が普及しない原因は単一ではなく、対象者個人の考えの他、肝炎や検査に対する情報量の差、事業所内の医療職の有無、健診実施体制など多様な事業所背景が影響しており、検査が実施されない原因も複数存在すると考えられた。従って、今後検査実施を促進するためには事業所での適切は実施方法を示すだけでなく、まず検査を実施することによる事業所のメリットを事業所長も含め積極的に情報提供し、検査実施の必要性についての意識を全体として高めていく必要があり、また種々の事業所形態に対応した多様な実施方法を提言する必要があると考えられた。その具体的な方策の1つとして今回示した自治体健診との連携については高い支持が得られ、実現には解決すべき課題があるものの、事業所が肝炎検査を実施する際の選択肢の1つとなり得る可能性が考えられた。

E. 結論

産業保健専門職と事業所の衛生管理者を対象に肝炎ウイルス検査実施に関する意見調査を実施し、望ましい検査実施の在り方や課題を整理した。調査結果から、事業所内での個人情報の取扱いに関しては一定の方向性がみられた。一方で、検査が実施されない原因は複数あり、今後広く肝炎ウイルス検査を普及させるためには、以下の課題について取り組む必要があると考えられた。

1. ウイルス性肝炎が治療法の進歩で治り得る疾病になってきていること、早期発見と治療によって労働者が就業を継続できることは、企業にとってもメリットがあることを事業者を含めて理解促進し、検査の必要性についての意識を高めること
2. 検査が一生に1回でいいといった、実施のハードルを下げるような情報が特に衛生管理者においては不足しており、肝炎に関する知識の啓発を進めること
3. 多様な事業所背景があることを踏まえ、一律の事業所主体の実施方法以外の多様な方策（自治体や健保との連携等）を検討すること

F. 研究発表(本研究に関わるもの)

1. 論文発表
該当事項なし
2. 学会発表
該当事項なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得
該当事項なし
2. 実用新案登録
該当事項なし
3. その他
該当事項なし

平成 26 年 10 月 28 日

日本産業衛生学会
指導医・専門医 各位

「職域における肝炎ウイルス検査実施に関する意見調査」への
ご参加のお願い

拝啓 秋涼の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省の推計では、日本における B 型及び C 型肝炎ウイルスキャリアは計 350 万人存在するとされる一方で、自分の感染を知らない者も未だ約 170 万人いると言われています。厚生労働省ではこれらの潜在的な感染者の早期発見と適切な治療のための対策を急務の課題と考え、職域に対しても数回にわたり、通達で肝炎ウイルス検査受診の勧奨や受診拡大のための配慮等の協力を要請してきました（裏面資料参照）。しかし、肝炎ウイルス検査が法定健診項目でないことや、機微な個人情報であることから、職域での対策は進んでいないと考えられます。

本調査は、厚生労働科学研究「効率的な肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップシステムの構築のための研究」（研究代表者：是永匡紹 国立国際医療研究センター）の一環として、個人情報保護に配慮した、職域での肝炎ウイルス検査に対する望ましいあり方について専門職のご意見を調査し、職域における肝炎ウイルス検査の実施推進と、検査陽性者に対する受診勧奨に関するガイドラインを作成することを目的としております。調査は無記名ですが、万一、企業や個人のお名前がわかる記載があっても、それらが特定されるような情報の開示はいたしません。

ご多忙中恐れ入りますが、質問票にご回答いただき、平成 26 年 11 月 21 日（金）までに、同封の返信用封筒にて返送いただければ幸いです。何卒よろしくお願いいたします。

※本研究は、国の科学研究費補助金により、本学の主任研究者のもとで公正に行われます。本研究の利害関係については、産業医科大学利益相反委員会の承認を得ており、公正性を保ちます。

※また本研究は、（公財）日本産業衛生学会の定款第 5 条（6）産業衛生に関する調査研究に基づくものであり、学会の承認を得て実施しています。調査に関する疑義については、誠意をもって対応致します。ご不明な点がありましたら、以下の問い合わせ先にご連絡下さい。

敬具

分担研究者 川波 祥子（産業医科大学）

研究協力者 堀江 正知、中田 博文、中川 知、佐久間 卓生（産業医科大学）

提出先、問合せ先：〒807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘 1 番 1 号

産業医科大学 産業生態科学研究所産業保健管理学
佐久間 卓生 (takao_sakuma@med.uoeh-u.ac.jp)

TEL 093-691-7407 FAX 093-601-6392

問 8 肝炎ウイルス検査を実施することについての対象労働者への個別の説明として妥当と思われる方法をお選びください（複数選択可）

1. 衛生委員会で職場の衛生担当者を通じて職場の対象者へ説明を行う
2. 全労働者、または対象労働者が出席するミーティング等の機会に説明を行う
3. 社内イントラネットやメーリングリストを介して対象者に情報を配信する
4. 受診案内に説明文を同封する
5. 検査時などに個別に説明を行う機会を設ける
6. その他 []

問 9 上記の説明後、肝炎ウイルス検査を実施することについての対象労働者からの同意の取得方法として、妥当と思われる方法をお選びください（1つ選択）

1. 本人から拒否の申し出がない限り同意とみなす
2. 問診票に「同意する」、「同意しない」の欄を設け、いずれかにチェックを付けさせる
3. 問診票に「同意しない」の欄を設け、同意しない者のみチェックを付けさせる
4. 問診票に「同意する」の欄を設け、同意する者のみチェックを付けさせる
5. 問診票に同意の署名欄を設け、サインをして提出した者のみを対象とする
6. その他 []

B. 肝炎ウイルス検査を実施する対象者と時期についてお尋ねします

問 10 検査の対象者と実施時期について適切と思われるものをお選びください（複数選択可）

1. 新入社員を対象とし、雇入れ時健診の機会に検査を行う
2. 社員全員を対象とし、健診の機会を利用して1年～数年毎に定期的に検査を行う
3. 海外渡航者など新たな感染リスクの高い者を対象とし、帰国前後などに検査を行う
4. 特定の年齢になった者を対象とし、健診の機会を利用して検査を行う
5. 希望者のみを対象とし、健診の機会を利用して検査を行う
6. その他 []

C. 肝炎ウイルス検査の結果を事業場に通知することに関してお尋ねします

問 11 事業所へ検査結果を通知してよいとすれば、次のどの条件が考えられますか（1つ選択）

1. いかなる条件でも通知すべきでない
2. 結果通知を事業所側に通知することについて、あらかじめ事業所内で包括的な同意を得ておき特別申し出がない限りその決定に従い、改めて個別に同意を得る必要はない
3. 検査前に個別に同意を得る
4. 検査結果を本人に通知した時に個別に同意を得る
5. その他 []

問 12 事業所へ検査結果を通知する包括的な同意が得られた場合、産業保健スタッフ（産業医・産業看護職・医療職の資格をもつ衛生管理者）がいない事業所では、以下の誰に通知してよいと思いますか（複数選択可）

1. 非医療職の衛生管理者、衛生推進者
2. 人事・労務担当者
3. 職場の上司
4. いずれも通知すべきでない
5. その他 []

D. 同意を得て事業所へ肝炎ウイルス検査結果が通知される場合の、肝炎ウイルス検査陽性者の受診勧奨についてお尋ねします

問 13 産業保健スタッフがいない事業所では、陽性者の受診勧奨は誰が行うのが適切だと思いますか（複数選択可）

- | | |
|---------------------|-----------------|
| 1. 非医療職の衛生管理者・衛生推進者 | 4. 健康保険組合 |
| 2. 事業所長 | 5. 本人の主体性に任せるべき |
| 3. 職場の上司 | 6. その他 [] |

問 14 あなたが受診歴のない、あるいは通院中断中の検査陽性者を医療機関に紹介する場合のお考えに近いものを以下よりお選び下さい（1つ選択）

- 必ず受診させることを最優先し、紹介先はかかりつけ医などを含めた肝臓非専門医でも可
- 必ず受診させ、しかも1度は肝臓専門医を受診させる
- 本人が受診に消極的であれば様子を見る
- その他 []

問 15 検査陽性者を医療機関に紹介した際、返書が事業所へ届き本人が陽性者であることが職場に知られる可能性があります。どのような対応を行うべきだと考えますか（1つ選択）

- 返信を要する紹介状を作成せず、結果については積極的には関知しない
- 主治医との情報のやり取りは、必ず本人を介して行い返信も本人から受け取る
- 紹介状に産業医の宛名を予め記載した返信用封筒を同封し、返書が他部署への誤送を回避する
- その他 []

E. 肝炎ウイルス検査の普及促進に関する意見をお尋ねします

問 16 肝炎対策の通達が出されているにも関わらず、事業所における検査の実施率が低くとどまっている理由として、次の項目についてどのように考えますか。最も当てはまるものをお選び下さい

a 全くそうだ b どちらかと言えばそうだ c どちらかと言えば違う d 全く違う

- | | |
|-----------------------------|-------------|
| 1. 費用がかかる | (a b c d) |
| 2. 機微な個人情報なので取り扱いたくない | (a b c d) |
| 3. 法定の健診項目でないので必要がない | (a b c d) |
| 4. 就業適性を判断する上で必要がない | (a b c d) |
| 5. 安全配慮義務の範囲が拡大するリスクを負いたくない | (a b c d) |
| 6. 通達を知らないケースが多い | (a b c d) |

その他の理由があればご記載下さい []

問 17 健診の機会に肝炎検査を実施する場合の費用負担をどのように考えますか（1つ選択）

- 行政指導があり、また1回だけでよいので事業所が負担すべきである
- 事業所でなく、健康保険組合が負担すべきである
- 事業所でなく、自治体が負担すべきである
- 事業所でなく、本人が負担すべきである
- その他 []

問 18 あなたの事業所での肝炎ウイルス検査の実施状況とその必要性に関するお考えを、理由も合わせてお答えください。産業医活動をしていない方は3、4のいずれかをお選びください（1つ選択）

- 実施しており、それが必要なことだと考えている
- 実施しているが、事業所で実施する必要はないと考えている
- 実施していないが、実施するべきだと考えている
- 実施しておらず、事業所で実施する必要はないと考えている

理由

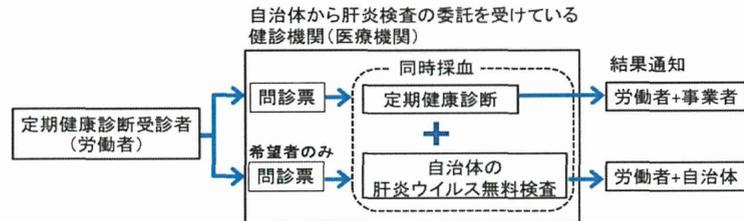
問 19 先生がご経験されたすべての事業所において、ウイルス性肝炎に関する健康情報の取り扱いに関連して、労働者が不当な差別を受けたなど、問題が生じた事例のご経験がありましたら教えてください

[]

問 20 地方自治体が実施している無料の肝炎ウイルス検査についてご存知ですか (1つ選択)。

1. 無料であることや、検査を受けたことがない事業所の労働者も受けられることを知っている
1. 無料であることを知っているが、事業所の労働者は対象とならないと思っていた
2. 聞いたことはあるが対象者や内容はよく知らない
3. 知らない

問 21 研究班では、健康診断の機会に、希望する労働者が自治体による無料のウイルス検査を同時受検できるしくみを構築出来ないか、検討しています (下図)。これについて、あなたのご意見をお聞かせください



1. よい方法だと思う。労働者に対して利用したい
2. よい方法だと思うが、労働者に対して利用しようと思わない
3. よい方法と思わない、問題がある
4. わからない

理由

[]

問 22 産業医に対し、肝炎に関して積極的に情報提供すべき事項として、重要と思われるもの 3 つまで、以下よりお選び下さい

1. ウイルス性肝炎の基礎知識
2. 最新の肝炎ウイルス検査について
3. 最新のウイルス性肝炎の治療法について
4. 自治体の無料肝炎ウイルス検査の実施情報
5. 地域の肝臓専門医や肝炎拠点病院のリスト
6. ウイルス性肝炎の検査や治療の公費請求の手続きの方法
7. 個人情報保護に留意した事業所における肝炎検査実施のためのガイドライン
8. その他 []

問 23 その他、肝炎ウイルス検査に関する疑問やご意見等がありましたらご自由にお書きください

[]

アンケートへのご参加、どうも有り難うございました。

平成 26 年 10 月 30 日

東京衛生管理者協議会
会員各位

「職域における肝炎ウイルス検査実施に関する意見調査」へのご参加のお願い

拝啓 深秋の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省の推計で日本における B 型及び C 型肝炎ウイルスキャリアは計 350 万人存在するとされる一方で、自分の感染を知らない者も約 170 万人存在すると言われています。厚生労働省ではこれらの潜在的な感染者の早期発見と適切な治療のための対策を急務の課題と考え、職域に対してもこれまで数回にわたり、通達で肝炎ウイルス検査受診の勧奨や受診拡大のための配慮等の協力を要請してきました（裏面参照）。しかし、肝炎ウイルス検査が法定健診項目でないことや、機微な個人情報であることから、職域での対策は未だ進んでいません。

本調査は、厚生労働科学研究「効率的な肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップシステムの構築のための研究」（研究代表者：是永匡紹 国立国際医療研究センター）の一環として、個人情報保護に配慮した、職域での肝炎ウイルス検査に対する望ましいあり方について、衛生管理者のご意見を調査し、職域における肝炎ウイルス検査の実施推進と、検査陽性者に対する受診勧奨に関するガイドラインを作成することを目的として実施しております。調査は無記名ですが、万一、企業や個人のお名前がわかる記載があっても、それらが特定されるような情報の開示はいたしません。

ご多忙中恐れ入りますが、質問票にご回答いただき、平成 26 年 11 月〇日までに、同封の返信用封筒にて返送いただければ幸いに存じます。何卒よろしく願いいたします。

本研究は、国の科学研究費補助金により、本学の主任研究者のもとで公正に行われます。本研究の利害関係については、産業医科大学利益相反委員会の承認を得ており、公正性を保ちます。

敬具

分担研究者 川波 祥子
研究協力者 堀江 正知、中田 博文、中川 知、佐久間 卓生

提出先、問合せ先：〒807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘 1 番 1 号
産業医科大学 産業生態科学研究所産業保健管理学
佐久間 卓生 (takao_sakuma@med.uoeh-u.ac.jp)
TEL 093-691-1611 FAX 093-601-6392

事業所で肝炎ウイルス検査（B型、C型）を新たに実施する場合の望ましいあり方について、ご意見をお答えください。

A. 肝炎ウイルス検査を導入する場合の説明と同意の取得についてお尋ねします

問8 健康診断時に肝炎ウイルス検査を実施することについて、事業所内で説明し同意を取得することについて妥当と思われる手続きをお選びください（1つ選択）

1. 衛生委員会で説明して同意を得る（同意しない人は個別に申し出てもらう）
2. 労使の協議の場において説明して同意を得る（ 〃 ）
3. 安全衛生委員会と労使の協議の場、必ず双方で説明して同意を得る（ 〃 ）
4. 所内全体では説明のみ行い、同意は労働者に対して個別に得る
5. 説明も同意も労働者に対して個別に得るのみでよい
6. その他 []

問9 肝炎ウイルス検査を実施することについての対象労働者への個別の説明として妥当と思われる方法をお選びください（複数選択可）

1. 衛生委員会で職場の衛生担当者を通じて対象者へ説明を行う
2. 全労働者、または対象労働者が出席するミーティング等の機会に説明を行う
3. 社内イントラネットやメーリングリストを介して対象者に情報を配信する
4. 受診案内に説明文を同封する
5. 検査時などに個別に説明を行う機会を設ける
6. その他 []

問10 上記の説明後、検査を実施することについての対象労働者からの個別の同意の取得方法として、妥当と思われる方法をお選びください（1つ選択）

1. 本人から拒否の申し出がない限り同意とみなす
2. 問診票に「同意する」、「同意しない」の欄を設け、いずれかにチェックを付けさせる
3. 問診票に「同意しない」の欄を設け、同意しない者のみチェックを付けさせる
4. 問診票に「同意する」の欄を設け、同意する者のみチェックを付けさせる
5. 問診票に同意の署名欄を設け、サインをして提出した者のみを対象とする
6. その他 []

B. 肝炎ウイルス検査の対象者と実施時期についてお尋ねします

問11 検査の対象者と実施時期について適切と思われるものをお選びください（複数選択可）

1. 新入社員を対象とし、雇い入れ時健診の機会に検査を行う
2. 社員全員を対象とし、健診の機会を利用して1年～数年毎に定期的に検査を行う
3. 海外渡航者など新たな感染リスクの高い者を対象とし、帰国前後などに検査を行う
4. 特定の年齢になった者を対象とし、健診の機会を利用して検査を行う
5. 希望者のみを対象とし、健診の機会を利用して検査を行う
6. その他 []

C. 肝炎ウイルス検査の結果を事業場に通知することに関してお尋ねします

問12 事業所へ検査結果を通知してよいとすれば、次のどの条件が考えられますか（1つ選択）

1. いかなる条件でも通知すべきでない
2. 結果通知を事業所側に通知することについて、あらかじめ事業所内で包括的な同意を得ておき、特別申し出がない限りその決定に従い、改めて個別に同意を得る必要はない
3. 検査前に個別に同意を得る
4. 検査結果を本人に通知した時に個別に同意を得る

1. その他 []

問 13 事業所へ検査結果を通知する包括的同意が得られた場合、医療職の産業保健スタッフ（産業医・産業看護職・医療職の資格をもつ衛生管理者）がいない事業所では、以下の誰に通知してよいと思いますか（複数選択可）

1. 非医療職の衛生管理者、衛生推進者
2. 人事・労務担当者
3. 職場の上司
4. いずれも通知すべきでない
5. その他 []

D. 同意を得て事業所へ肝炎ウイルス検査結果が通知される場合の、肝炎ウイルス検査陽性者の受診勧奨についてお尋ねします

問 14 医療職の産業保健スタッフがいない事業所では、陽性者の受診勧奨は誰が行うのが適切だと思いますか（複数選択可）

1. 非医療職の衛生管理者・衛生推進者
2. 事業所長
3. 職場の上司
4. 健康保険組合
5. 本人の主体性に任せるべき
6. その他 []

E. 肝炎ウイルス検査の普及促進に関する意見をお尋ねします

問 15 肝炎対策の通達が出されているにも関わらず、事業所における検査の実施率が低くとどまっている理由として、次の項目についてどのように考えますか。最も当てはまるものをお選び下さい

a 全くそうだ b どちらかと言えばそうだ c どちらかと言えば違う d 全く違う

1. 費用がかかる (a b c d)
2. 機微な個人情報なので取り扱いたくない (a b c d)
3. 法定の健診項目でないので必要がない (a b c d)
4. 就業適性を判断する上で必要がない (a b c d)
5. 安全配慮義務の範囲が拡大するリスクを負いたくない (a b c d)
6. 通達を知らないケースが多い (a b c d)

その他の理由があればご記載下さい []

問 16 健診の機会に肝炎検査を実施する場合の費用負担をどのように考えますか（1つ選択）

1. 行政指導があり、また1回だけでよいので事業所が負担すべきである
2. 事業所でなく、健康保険組合が負担すべきである
3. 事業所でなく、自治体が負担すべきである
4. 事業所でなく、本人が負担すべきである
5. その他 []

問 17 あなたの事業所での肝炎ウイルス検査の実施状況と、その必要性に関するお考えを、理由も合わせてお答えください（1つ選択）

1. 実施しており、必要なことだと考えている
2. 実施しているが、事業所で実施する必要はないと考えている
3. 実施していないが、実施するべきだと考えている
4. 実施しておらず、事業所で実施する必要はないと考えている

理由 []

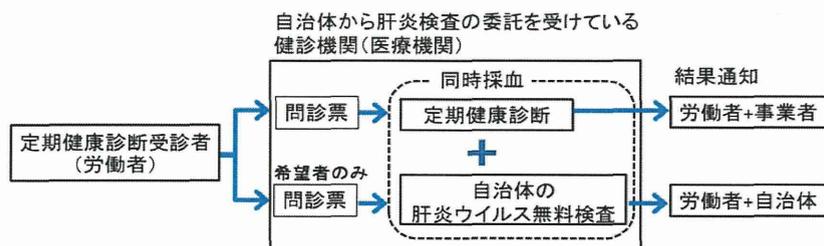
問 18 事業所においてウイルス性肝炎に関する健康情報の取り扱いに関連して、労働者が不当な差別を受けたなど、問題が生じた事例のご経験がありましたら教えてください

[]

問 19 地方自治体が実施している無料の肝炎ウイルス検査についてご存知ですか (1つ選択)

1. 無料であることや検査を受けたことがない事業所の労働者も受けられることを知っている
1. 無料であることを知っているが、事業所の労働者は対象とならないと思っていた
2. 聞いたことはあるが対象者や内容はよく知らない
3. 知らない

問 20 研究班では、健康診断の機会に、希望する労働者が自治体による無料のウイルス検査を同時受検できるしくみを構築出来ないか、検討しています (下図)。これについて、あなたのご意見をお聞かせください



1. よい方法だと思う。労働者に対して利用したい
2. よい方法だと思うが、労働者に対して利用しようと思わない
3. よい方法と思わない、問題がある
4. わからない

理由

[]

問 21 事業所に対し、肝炎に関して積極的に情報提供すべき事項として、重要と思われるもの 3つまで、以下よりお選び下さい

1. ウイルス性肝炎の基礎知識
2. 最新の肝炎ウイルス検査について
3. 最新のウイルス性肝炎の治療法について
4. 自治体の無料肝炎ウイルス検査の実施情報
5. 地域の肝臓専門医や肝炎拠点病院のリスト
6. ウイルス性肝炎の検査や治療の公費請求の手続きの方法
7. 個人情報保護に留意した事業所における肝炎検査実施のためのガイドライン
8. その他 []

問 22 その他、肝炎ウイルス検査に関する疑問やご意見等がありましたらご自由にお書きください

[]

アンケートへのご参加、どうも有り難うございました。

産業保健専門職集計結果

表1-1 あなたは現在、産業医活動をしていますか

	人数	(%)
専属産業医として活動	137	51.1
嘱託産業医としてのみ活動	115	42.9
産業医活動をしていない	16	6.0
合計	268	100.0

以下、産業医活動を行っている者を対象とした専属・嘱託別のクロス集計結果 N=253

表1-2 あなたは肝疾患を専門としていますか

	専属産業医		嘱託産業医		合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
はい	2	1.5%	2	1.7%	4	1.6%
いいえ	135	98.5%	114	98.3%	249	98.4%
合計	137	100.0%	116	100.0%	253	100.0%

表1-3 別添資料で示したように、行政から事業者に対して、肝炎検査の受診勧奨、受診機会の拡大について協力を要請する通達が数回にわたって出されています。これらの通達をご存知でしたか

	専属産業医		嘱託産業医		合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
知っており、内容も理解している	84	61.3%	49	42.2%	133	52.6%
通達があることは知っているが、内容は知らなかった	40	29.2%	34	29.3%	74	29.2%
知らなかった	13	9.5%	33	28.4%	46	18.2%
合計	137	100.0%	116	100.0%	253	100.0%

表1-4 事業所の業種

	専属産業医		嘱託産業医		合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.7%	0	0.0%	1	0.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	4	2.9%	4	3.4%	8	3.2%
運輸業	4	2.9%	2	1.7%	6	2.4%
金融業、保険業	2	1.5%	2	1.7%	4	1.6%
教育、学習支援業	4	2.9%	2	1.7%	6	2.4%
複合サービス事業	1	0.7%	2	1.7%	3	1.2%
その他	4	2.9%	5	4.3%	9	3.6%
製造業	100	73.0%	60	51.7%	160	63.2%
情報通信業	8	5.8%	17	14.7%	25	9.9%
卸売業、小売業	3	2.2%	9	7.8%	12	4.7%
不動産業、物品賃貸業	0	0.0%	1	0.9%	1	0.4%
医療・福祉	2	1.5%	6	5.2%	8	3.2%
公務	1	0.7%	3	2.6%	4	1.6%
建設業	2	1.5%	1	0.9%	3	1.2%
無回答	1	0.7%	2	1.7%	3	1.2%
合計	137	100.0%	116	100.0%	253	100.0%

その他

コンサルティング

印刷業

運輸/建設/荷上げ

製造、研究開発など 試験 (テストコース)

総合電機メーカー

大学

表1-5 労働者数

	専属産業医		嘱託産業医		合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
50～99名	0	0.0%	16	13.8%	16	6.3%
100～299名	2	1.5%	33	28.4%	35	13.8%
300～999名	18	13.1%	47	40.5%	65	25.7%
1000名以上	116	84.7%	19	16.4%	135	53.4%
無回答	1	0.7%	0	0.0%	1	0.4%
無効回答	0	0.0%	1	0.9%	1	0.4%
合計	137	100.0%	116	100.0%	253	100.0%

表1-6 事業所における、労働者が肝炎ウイルスに感染するリスクが高い仕事の有無

	専属産業医		嘱託産業医		合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
ある	33	24.1%	16	13.8%	49	19.4%
ない	104	75.9%	99	85.3%	203	80.2%
わからない	0	0.0%	1	0.9%	1	0.4%
合計	137	100.0%	116	100.0%	253	100.0%

感染リスクのある職場	人数
企業立病院 医療従事者の業務、採血、歯科治療	28
お客様のケガ等への対応	2
海外派遣	3
人の血液を使って実験している部署、医薬研究所	2
市場から回収した医療機器のメンテナンス	4
事故時のレスキュー	1
清掃作業	1
産廃処分場での手選別作業	1

表1-7 健康診断時に肝炎ウイルス検査を実施する場合に事業所内で説明し同意を取得する方法として妥当と思われる手続き

	専属産業医		嘱託産業医		合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
衛生委員会で説明して包括的な同意を得る（同意しない人は個別に申し出てもらおう）	30	21.9%	44	37.9%	74	29.2%
労使協議の場において説明して包括的な同意を得る（Ⅱ）	7	5.1%	7	6.0%	14	5.5%
衛生委員会と労使協議の場との両方で説明して包括的な同意を得る（Ⅱ）	55	40.1%	30	25.9%	85	33.6%
事業所内では説明のみ行い、労働者に対して個別に同意を得る	30	21.9%	24	20.7%	54	21.3%
事業所内では説明は行わず、労働者に対して個別に説明して同意を得る	7	5.1%	5	4.3%	12	4.7%
その他	8	5.8%	4	3.4%	12	4.7%
無効回答	0	0.0%	2	1.7%	2	0.8%
合計	137	100.0%	116	100.0%	253	100.0%

その他

1+4 : 衛生委員会で説明。個別同意。

3の手続を経た上で各個人から同意を得る

すでに行っている。

安全衛生委員会で説明して包括的な同意を得た上で、労働者の個別の同意も得て行う

衛生委員会と労使協議等で説明し、希望者にも個別に同意を得る

仮に実施するとしたら、同検査はしない方がよい

健診としては実施しない

健保事業として行うのであれば、事業所内での同意が不要とも思われる。

実施することになった経緯によって異なる

当社で行っている健診項目には法定項目以外に25才30才35才に肝炎ウイルス検査を受けて頂くことになっています。労使

費用負担が会社なら1,個人負担なら4

費用本人負担にて、健診機関と本人の取り決めで、希望者のみ検査する。事業者は機会提供のみにとどめる。

労政規則に含む

表1-8 肝炎ウイルス検査を実施することについての対象労働者への個別の説明として妥当と思われる方法をお選びください（複数選択）

	専属産業医		嘱託産業医		合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
衛生委員会で職場の衛生担当者を通じて職場の対象者へ説明	57	41.6%	43	37.1%	100	39.5%
全労働者、または対象労働者が出席するミーティング等の機会に説明	24	17.5%	23	19.8%	47	18.6%
社内イントラネットやメーリングリストを介して対象者に情報を配信	60	43.8%	45	38.8%	105	41.5%
受診案内に説明文を同封	110	80.3%	79	68.1%	189	74.7%
検査時などに個別に説明を行う	40	29.2%	24	20.7%	64	25.3%
その他	4	2.9%	1	0.9%	5	2.0%
合計	137	100.0%	116	100.0%	253	100.0%

表1-9 上記の説明後、肝炎ウイルス検査を実施することについての対象労働者からの同意の取得方法として、妥当と思われる方法

	専属産業医		嘱託産業医		合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
本人から拒否の申し出がない限り同意とみなす	33	24.1%	22	19.0%	55	21.7%
問診票に「同意する」、「同意しない」の欄を設け、いずれかにチェックを付けさせる	58	42.3%	55	47.4%	113	44.7%
問診票に「同意しない」の欄を設け、同意しない者のみチェックを付けさせる	14	10.2%	14	12.1%	28	11.1%
問診票に「同意する」の欄を設け、同意する者のみチェックを付けさせる	7	5.1%	6	5.2%	13	5.1%
問診票に同意の署名欄を設け、サインをして提出した者のみを対象とする	20	14.6%	16	13.8%	36	14.2%
その他	3	2.2%	2	1.7%	5	2.0%
無回答	1	0.7%	1	0.9%	2	0.8%
無効回答	1	0.7%	0	0.0%	1	0.4%
合計	137	100.0%	116	100.0%	253	100.0%

その他

健診の事前に受診する方に希望、同意書を提出してもらう

事前に希望者を把握しておく

直接説明して同意を得る

別紙にて実施

表1-10 検査を実施する対象者と時期(複数選択)

	専属産業医		嘱託産業医		合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
新入社員を対象に雇入れ時健診時に検査	70	51.1%	44	37.9%	114	45.1%
社員全員を対象とし、健診時に1年～数年毎に定期的 に検査	19	13.9%	32	27.6%	51	20.2%
海外渡航者など新たな感染リスクの高い者を対象と し、帰国前後などに検査	56	40.9%	46	39.7%	102	40.3%
特定の年齢になった者を対象とし、健診時に検査	86	62.8%	41	35.3%	127	50.2%
希望者のみ、健診時に検査	21	15.3%	18	15.5%	39	15.4%
その他	2	1.5%	8	6.9%	10	4.0%
合計	137	100.0%	116	100.0%	253	100.0%

その他

医療機関を紹介する

一率実施は不要

肝機能異常、超音波検査異常等があった場合(健診時)

危険作業に従事する社員を対象として健診時に行う

業務上のリスクによって異なる

健診で肝機能有所見となった場合も行う

職場か病院と他の職種では状況が異なる

定期的に検査を行う必要性があるかどうか不明。全員を対象には賛成

特定のリスクのある業務に就業する際に行う。

表1-11 事業所へ検査結果を通知してよいとすれば、次のどの条件が考えられますか

	専属産業医		嘱託産業医		合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
いかなる条件でも通知すべきでない	35	25.5%	25	21.6%	60	23.7%
結果通知を事業所側に通知することについて、あらか じめ事業所内で同意を得ておき、特別申し出がない限 り改めて個別に同意を得る必要はない	29	21.2%	35	30.2%	64	25.3%
検査前に個別に同意を得る	19	13.9%	16	13.8%	35	13.8%
検査結果を本人に通知した時に個別に同意を得る	37	27.0%	32	27.6%	69	27.3%
その他	16	11.7%	7	6.0%	23	9.1%
無回答	1	0.7%	0	0.0%	1	0.4%
無効回答	0	0.0%	1	0.9%	1	0.4%
合計	137	100.0%	116	100.0%	253	100.0%

その他

2.と4.の組合せ。(下線部)

各健康管理室等専門職が把握しておく。

肝炎ウイルスの?職業上のリスクと考えられる場合

基本業務上に支障が生じない限り通知は必要ないと思われま

業務との関連が疑われる場合は同意を得て通知する

業務上の措置に関係する場合のみ

業務上感染伝播の恐れがないのであれば通知すべきではない。

産業保健スタッフのみで取り扱う

事業場に通知する必要はない。本人には通知する。

治療が必要で就業上の配慮が必要となったときのみ通知する

治療等で就業上の配慮が必要な時のみ本人同意の上通知

実施に関して説明する際に、結果の取扱いの説明を行い、拒否の申し出がない場合は通知する